

三重の土地改良アラカルト

紀伊半島大水害の被害について

農水商工部 農業基盤室

【はじめに】

三重県では、台風12号の接近に伴い、8月30日夜から雨が降り始め、9月1日から5日朝にかけて南部を中心に長時間にわたって激しい雨が降りました。

特に、熊野市新鹿では、4日5時までの1時間に101.5ミリの猛烈な雨となり、降り始めからの総雨量は、宮川で1,630ミリ、御浜で1,085ミリを観測する記録的な降雨量となりました。

この台風は、県内だけでなく紀伊半島に大きな被害を被ったため、「台風12号による紀伊半島南部の災害の復旧・復興に関する国・三県（三重県、奈良県、和歌山県）合同対策会議」が10月31日に開催され、台風12号による紀伊半島における災害の名称を「紀伊半島大水害」とすることで合意されました。

【農地・農業用施設の被害状況】

三重県内における農地・農業用施設の被害は、河川洪水による頭首工の決壊や農地の土砂埋没及び畦畔崩壊など大きな被害を受けました。

（被害件数971件、被害額約36億円）

特に、熊野市、大紀町、御浜町、紀宝町では、甚大な被害となっており、国及び県から11名の技術職員を派遣し、市町の復旧対策について支援しています。

国は、9月20日、台風12号災害の激甚災害指定を閣議決定し、国の補助率のかさ上げなど農家負担の軽減につながる特別措置を講じました。

また、災害査定事務の迅速な処理を図るため、総合単価及び机上査定における適用金額の引き上げ等の災害査定の事務手続きの簡素化が三重県において適用されました。

【農地・農業用施設の復旧に向けて】

農地・農業用施設の復旧に向けては、11月24日から国による災害査定が始まりました。東海農政局及び東海財務局の職員が、箇所ごとに現地等において被災事実を確認し、その被災状況に対して申請された復旧事業が法令に定められた採択条件に合致し、しかも技術的に妥当

な工法であるかどうかを検討し、適切な事業となるよう査定が行われます。三重県の農地・農業用施設災害における災害査定は、1週間につき最大5班体制、のべ19班で災害査定を行い、12月22日には災害査定が終了します。

その後、各市町において、少しでも多くの農地が来年度に作付けできるよう復旧工事を進めていただきます。

県としましても、国や市町と連携を図り、早期に復旧ができるよう支援してまいります。



災害査定状況



災害査定状況